

平成 30 年 10 月 1 日

株主各位

大阪市福島区野田 4 丁目 3 番 34 号
株式会社大森屋
代表取締役社長 稲野 達郎

単元株式数の変更に関する公告

当社は、平成 30 年 7 月 9 日開催の取締役会決議により、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき定款を変更し、平成 30 年 10 月 1 日をもって、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたしましたので、会社法第 195 条第 2 項及び第 3 項に基づき、公告いたします。

以 上

(ご参考)

1. 上記変更に伴い平成 30 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も、1,000 株から 100 株に変更されております。
2. 株主の皆様におかれましては、一切のお手続きは不要ですので、念のため申し添えます。